

地域計画

策定年月日	令和7年3月17日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	南丹市 262137
地域名 (地域内農業集落名)	八木町北地域 (船枝、山室、諸畑、野条、室橋、池上)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	199.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	199.9 ha
② 田の面積	195.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	4.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	183 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・農地の多くを農業法人に集約しているが、構成員の高齢化が進んでいる。そのため、持続的な農地の利用を図り、地域住民などを交え地域全体で農業者を確保することが今後の課題である。

・任意組織が多くの農地を担っているがほ場の管理ができない農業者が増え、任意組織に貸付希望の農業者が増加している。任意組織と農業者の協力関係を強固にし、今後農地を利用していききたい。

・49歳以下の後継者が見込まれる人材は少数で危機的な状況下にあり、将来いかに集落を維持していくのか、自治会等の運営とともに集落営農に係る対策を考えることが課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・地域の農地の集積・集約化を行い、農作業の効率化を図ってきた。今後高齢化される個人の農地を集約化し、農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

・高齢化、農業離れが進んだ現状から、現在の農業法人を中心とした農業を将来とも継続していくことは難しい。将来は地域内外問わず意欲ある農業者や新規就農者等農地を利用する多様な担い手を探す必要がある。また、地域の中核となる農業者を育成することも重要である。

・法人は一層の省力化を図るため、スマート農業やフォアスの導入にも積極的に取り組み、土地利用型農業を推進し、一層の省力栽培を進めたい。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地が点在している箇所もあり、効率的かつ総合的な利用については入念な検討が必要になると考えられ、若手の従事者や担い手を中心に検討を行う。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	65	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農事組合法人等)への農地の集積・集約化を基本とする。また、農業を担う者へも効率的な農地利用をすすめる。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農業法人及び意欲的な個人農家に農地の集積・集約を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を活用して農業法人や多様な担い手への集積集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組
圃場整備事業により基盤は整備されたが、排水の悪い圃場が多い。新たな設備の導入等で灌漑排水の効果を発揮し、安定した収量を実現できるようにしていきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外問わず将来的な経営規模の拡大を望んでいる農業を担う者は、地域として可能な限りの支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
現状としては、特段の取組には至っていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシ、シカの被害が水稻、小麦、小豆、飼料用米、野菜に多発し、任意組織で電柵の点検及び市に捕獲の要望をする。また、捕獲檻は一定効果を上げているが、通年に亘り設置できるよう改善していきたい。
②土壌の改善として肥料を低減し堆肥、液肥などを利用する。
③整備された大区画圃場を中心に大型機械を導入し、省力化を図る土地利用型農業を展開しているが、農作業に従事する者やオペレーターも高齢化が進む中で人材の確保が困難となってきた。そこでスマート農業やフォアスの導入を検討し、安定した収益を確保し、安定経営に繋げていきたい。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考	
認農	農業者A	水稻、小豆	28.99 ha	ha	水稻、小豆	28.99 ha	ha	農業者A		
認農	農業者B	水稻、小麦、小豆	24.64 ha	ha	水稻、小麦、小豆	24.64 ha	ha	農業者B		
認農	農業者C	水稻、小麦、小豆	21.71 ha	ha	水稻、小麦、小豆	21.71 ha	ha	農業者C		
認農	農業者D	水稻、大豆	18.30 ha	ha	水稻、大豆	18.30 ha	ha	農業者D		
サ	農業者E	水稻、小麦、小豆	ha	16.76 ha	水稻、小麦、小豆	ha	16.76 ha	農業者E		
認農	農業者F	水稻	11.43 ha	ha	水稻	11.43 ha	ha	農業者F		
サ	農業者G	水稻	ha	5.55 ha	水稻	ha	5.55 ha	農業者G		
利用者	農業者H	水稻	1.49 ha	ha	水稻	1.49 ha	ha	農業者H		
利用者	農業者I	水稻	1.36 ha	ha	水稻	1.36 ha	ha	農業者I		
利用者	農業者J	水稻、野菜	1.30 ha	ha	水稻、野菜	1.30 ha	ha	農業者J		
認農	農業者K	水稻	1.24 ha	ha	水稻	1.24 ha	ha	農業者K		
利用者	農業者L	水稻	1.22 ha	ha	水稻	1.22 ha	ha	農業者L		
利用者	農業者M	水稻、野菜	1.22 ha	ha	水稻、野菜	1.22 ha	ha	農業者M		
利用者	農業者N	水稻、大豆、野菜	1.22 ha	ha	水稻、大豆、野菜	1.22 ha	ha	農業者N		
利用者	その他耕作者	水稻等	63.5 ha	ha	水稻等	63.5 ha	ha	耕作者あり		
計	14経営体		177.6 ha	22.3 ha		177.6 ha	22.3 ha			

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

